

平成 26 年度岡山県海面利用協議会議事録

日 時 平成 27 年 3 月 24 日
場 所 ピュアリティまきび

平成 26 年度岡山県海面利用協議会議事録

1 開催日時 平成 27 年 3 月 24 日 13:30～

2 開催場所 岡山市 ピュアリティまきび

3 出席者

【委員】

井本 瀧雄委員	横前 博文委員
奥野ミエ子委員	尾崎 満委員
川淵 義徳委員	千田 博通委員
濱野 力委員	津村 慎二委員 (代理出席 間賀主任航行管理官)
西田 久志委員	紀藤 勇治委員
山崎 徹成委員	

(欠席)

中野 翔委員
坂本 竜哉委員

【オブザーバー】

(香川県水産課)

柏山 浩史課長補佐

【事務局】

(岡山県水産課)

田丸 和彦課長	日比野康郎技師
鳥井 正也総括主幹	仲村 尚人技師
濱崎 正明主幹	

平成 26 年度岡山県海面利用協議会議事内容

【事務局】

御出席予定の皆様お揃いですので、ただ今から、平成 26 年度岡山県海面利用協議会を開会いたします。開会にあたりまして、田丸水産課長より御挨拶申し上げます。

【水産課長】

水産課の田丸と申します。本日は年度末を迎えまして、大変お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。この協議会でございますが、平成 7 年に設立され、様々なことをしてまいりました。直近では笠岡地区海洋牧場の委員会指示をしたということで、その成果も上がっていると考えております。皆様に御議論いただいたことが、大きな成果となっていることで非常に嬉しく思っています。本日は、後ほど御紹介いたしますけれども、香川県水産課の方にも 1 名御出席いただいております。小豆島内海地区で漁場利用協定をしたいという話です。その地区ではマダイ等を中心に狙う遊漁者が多く集まり、沖では言い争いも起こるといふことであり、何らかの改善策をしたいといふことで、岡山ではまだ実例がございませんけれども、漁場利用協定をやりたいといふことで、地元漁協等が取り組んでいます。

そういったことがインターネットや雑誌等でも話題となり、岡山県にも問い合わせが多くなってきています。また、県としても隣接の香川県の取り組みとして何か参考になることがあれば、といふことで説明をお願いしたところ、快く承諾いただけました。色々な話が聞けると思っておりますので、岡山のことについても御議論いただけたらと思っております。

例年同じような議題が続いてはおりますが、毎回御指摘いただいている夜たき釣の対策についても少しずつではありますが進んでいると考えています。

そういったことを御紹介しながら今後漁業と遊漁の調整がうまくいくよう、引き続き御協力、御議論いただけたらと思っております。

【事務局】

本日御出席の皆様の御紹介をさせていただきたいと思っております。

(委員の紹介)

また、本日は議事 6 の小豆島内海地区漁場利用協定について御説明いただくといふことで、香川県水産課から柏山課長補佐に御出席をいただいております。

【事務局】

これからの議事進行については井本会長にお任せしたいと思っております。よろしくお願

ます。

【井本会長】

それでは、議事 1 の「平成 25、26 年度協議会の概要について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事 1「平成 25、26 年度協議会の概要について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から報告のありました「平成 25、26 年度協議会の概要について」、御質問等があればお願いいたします。

【千田委員】

後ほどにも出てきますでしょうが、両アンカーは一般的には禁止できないが地域のルールとして禁止することはできるということについて、他に県下でルールを作っていることがあるのでしょうか。

【事務局】

特段、明文化してルールを作っているところはありません。

【千田委員】

漁協の皆さんから要望のある箇所はありますか。

【川淵委員】

そういうところはあまりない。

【千田委員】

分かりました。

【井本会長】

他にはよろしいでしょうか。続きまして、議事の 2「遊漁の現状及び問題点について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事 2「遊漁の現状及び問題点について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から報告のありました「遊漁の現状及び問題点について」、御質問等があればお願いいたします。

【尾崎委員】

罰金は国が決めているのでしょうか。

【事務局】

岡山県海面漁業調整規則は漁業法に基づいて定められた規則であり、国の認可が必要です。罰金については法務部局と話をしても10万円が限度であり、全国一律となっています。いずれは上がる時も来るかもしれませんが、なかなか県の規則レベルで罰金の引き上げは難しい。ただ、10万円ぐらいなら、ということで再犯ということもありますので、各県から水産庁に対しては罰金の引き上げの要望が出ているところです。

【尾崎委員】

漁業者と遊漁者の罰金が違いすぎるのでは？

【事務局】

例えば遊漁者が刺網をして捕まったら科料となり、1万円未満です。漁業者は罰金10万円となり、それをもって漁業者と遊漁者は違いすぎるという表現が出るわけです。そういう意味では、科料という制度上、低くならざるを得ないのですが、漁業者からしたら同じ悪いことをしたのなら、科料から普通の罰金に上げたほうが良いのではないかという意見が出ることもよく分かります。

【西田委員】

夜たきのことなのですが、平成18年頃から再び活発化したというのは分かるのですが、平成26年はほとんどなくなったというが、やはり海を走っていると灯がついているのがあるんですよ。結局取締が甘くなったのかな、という意識が出てくるのか、そうするとまた夜たきをする人が出てくるので、できればどんどん取り締まってほしいというのと、渡船で渡った人たちが、島からならやっても良いんじゃないかと言っているが、とにかく灯を使ったらだめと、そういった認識がまだまだ無いのかなと思います。渡船に乗っていくときに、失礼な言い方ですが巧妙に隠されていくのかなと、やはり灯を照らすのと照らさないのでは全然釣果が違う、一番いけないことは小さい魚も釣ってしまうということだと思います。取締は絶対やってください。年々魚が釣れなくなってきているのが現実です。よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。取締については回数を重ねてしつこく島の周りを巡回しなければならぬと考えています。

【井本会長】

取締船では1隻捕まえているうちに他の船が逃げってしまうだろう。漁業者の船に乗って一緒に行けばいい。今頃は船の底から筒に入れて光を照らしているから分からない。

【事務局】

昔みたいに何隻もいて1隻捕まえているうちに他の船が逃げるといった実態はほとんどないと思われまふ。単発でいるのは見かけることもありますが。

【井本会長】

捕まえている光景は遠くからでもよく分かると思う。違反船をサーチライトで照らすこともあるだろう。

【事務局】

方法については、こちらにも巧妙に考えなければならぬですね。

【千田委員】

捕まえようが捕まえまいが、夜たき釣りをする者がいなくなる方法を考えなければいけない。

【事務局】

我々もマンパワーの問題があるが、検挙された者にとってはなかなか堪えるようで、ここで捕まって罰金何万円取られたのだと周知をしてくれることがあるようです。毎回は難しいかもしれないが、やはり効果があるので検挙することは大事だと考えています。

【井本会長】

1隻検挙するだけで他の船はしばらく寄り付かなくなるな。

【千田委員】

繁華街での飲酒運転の検問のような工夫も必要なのではないか。

【事務局】

ルールを記載した海の手帳などが遊漁者の手に渡るようにたくさん発行していますし、

渡船に関しては、数年前に業者に立入検査を行い、水中ライトを貸し出すような業者がいたため、目の前で処分してもらったりなど、地道な活動と取締とを兼ね合わせてやっています。漁業に関しても、どうしても密漁者はいるわけで、そういう人は捕まえないといけない。ただ、大多数の人は注意をすれば理解してくれるので、そちらに重点を置いて必要に応じて取締をやっていけたらと考えています。

【井本会長】

他はよろしいでしょうか。続きまして、議事の3「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事3「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から報告のありました「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、御質問等があればお願いいたします。

【千田委員】

会長からは何かないのですか。

【井本会長】

私はいつも言うように両アンカーをやめてほしいというのが希望である。何より事故の元になるし、両アンカーをする者は夜たき釣りしかいない。

【千田委員】

どこからどんな人がきてやっているのか。

【事務局】

検挙実績からみると、広島の人もあるし、数でいえば岡山がやはり多い。笠岡方面で検挙すると地元の笠岡市や、総社市などあまり沿岸に住んでいない人もちょっと遊びに来てたくさん釣ってやろうという感じです。

【尾崎委員】

遊漁者の話を聞くと、昔に夜たきで沢山釣っていた人が、今は釣れなくなってしまっているからどうしても昔の思い出が、という人もいる。

【濱野委員】

クロメバルは夜たき釣のほうが効率が良いのだろう。

【井本会長】

今は昼でもサビキでメバルを釣ってくる人もいる。

【西田委員】

サビキ釣りは研究されてきているから、よく釣れるようになってきているのだろうが、やはりどうしても夜たきのほうが良く釣れてしまうのだろう。

【濱野委員】

今は特にメバルが減ってきている。

【井本会長】

次の議題に進んでよろしいでしょうか。続きまして、議事の4「笠岡地区海洋牧場の現状について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事4「笠岡地区海洋牧場の現状について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から報告のありました「笠岡地区海洋牧場の現状について」、御質問等があればお願いいたします。

(意見なし)

【井本会長】

よろしいでしょうか。続きまして、議事の5「小豆島内海地区における漁場利用について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局・香川県柏山課長補佐】

(議事5「小豆島内海地区における漁場利用について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま報告のありました「小豆島内海地区における漁場利用について」、御質問等があれ

ばお願いいたします。

【西田委員】

協定を作るにあたって、遊漁者や遊漁船業者が釣りすぎることが大きな要因だと思います。私は行くことがないのでよく分からないのですが、どのくらい釣るのでしょうか。

【香川県 柏山課長補佐】

現在がシーズン終盤なのですが、冬場では20から50センチメートルぐらいのマダイを1人あたり30から50枚釣り、1隻で3~4人乗っていれば3桁は普通に釣って帰ります。今回の協力金というのは放流のためであって、香川ではマダコやアコウなどの種苗放流を行っています。マダイは回遊性の高い魚種ということで、ほとんど行ってきませんでした。ここで協力金を出していただけるなら、マダイの放流もできるのではないかと考えております。

【西田委員】

トラブルはどのようなことが考えられるのか。

【香川県 柏山課長補佐】

特定の漁場に、船が衝突する寸前になるまで密集するので、漁業者が建網やたこつぼなわを仕掛けていても、漁具を揚げに行くことができず、操業ができない状況となっています。また、漁業者が操業しているところは魚が沢山いるのだらうということで、漁場が丸裸にされてしまっています。

【西田委員】

協力金の10万円が高いか安いかわかるかどうかは、遊漁船が5~6人連れて行って代金を徴収すれば、すぐ元は取れそうな気がします。私は賛成の立場ですが、笠岡でも夜たき釣等で小さい魚まで釣り上げてしまい、魚の数が減ってきている。そこで何をすべきかといえば、小さい魚を育てていかなければならない。内海の状況は異常な事態だと思う。そういうことでこういった協定は必要であると考えます。

【香川県 柏山課長補佐】

できるだけ多くの方に参加していただきたいと考えています。昨年の広域協議会でも話に出たのですが、内海漁協の組合長の考えでは、せっかく小豆島まで来ていただいたのだから、釣りだけでなく島に上陸して給油やトイレなどのサービスもできるようになったり、食事や土産物の割引などもできればやっていきたいということで、基本的には漁師対遊漁

者という敵対関係でなく、同じ漁場を利用するものとしてトラブルなく楽しめるようなローカルルールを作っていきたいという考えでやっているということです。

【西田委員】

まだ案という段階ですが、今後はどうしていくのでしょうか。

【香川県 柏山課長補佐】

一番の問題は遊漁者の組織化で、香川県小型船安全協会がしっかりした組織でありますので、まずは地元が固まらないといけないだろうということで、内海漁協と小安協で話をし、理事会でも説明し、ある程度理解をいただいています。小安協としても総会にかけてその上で協定締結ができれば、ということなので、総会が終わり次第協定を締結して勧めたいと考えています。

【千田委員】

水を差すわけではないが、海上占有を出せるのかどうか。新しい組織を作るのなら、そこに対して占有権を出せないのだろうか。

【香川県 柏山課長補佐】

今回協定を結ぼうとしている海域については、内海漁協の共同漁業権が設定されているところをベースとして、組合が管理してきた海域を中心に協定の対象海域として設定しています。

【千田委員】

ルール作りをしようとするなら真剣に考えないといけないと思う。岡山では笠岡地区でも同じようなことをしようとしていました。それができなかったために海区委員会指示で指導・警告を重ねていくことになった。本気でやるのであればその区域を海上占有してしまえばいい。占有海域に入ってきたら訴えればいい。そうでもしなければ岡山の遊漁者が釣って帰るのが自由になってしまう。最終的には罰則をもっていけないことには。憲法上の問題がシビアになってくるかもしれないけれども、みんなが協力していけばできるのではないか。

【事務局】

その通りでありまして、任意では限界というのはあると思います。内海漁協が中心といえども、香川県もバックアップして参加者を広げようという努力をされているのだと思います。

【香川県 柏山課長補佐】

言われるとおり、あくまで今回の漁場利用協定については、参加してくださいという、義務ではないもので、入ってきたからといって排除できるものではない。だから沢山の人に入っていて、地元のローカルルールとして皆さんで守ってくださいという形にしたい。

【千田委員】

新しいルールを作ろうとしているのなら、どう守らせるのか、が大事になってくる。いつもそこに考えがぶち当たる。だから海上を占用して侵入したものは罰せられるようにしたら良いのでは。

【事務局】

同じような事例としては、兵庫県の家島の漁場利用協定の話がありまして、協定に賛同しない人を排除しようとして、裁判となったことがあります。結果として漁協が勝ちました。それは種苗放流などの経費で年間数千万円の支出をしているということで、入ってきて釣りをする人が負担をするべきだということになったのですが、そこまで多額の投資をしている漁協は全国でも少ないでしょうし、香川県ではかなりの種苗放流をしているという背景はありますが、占用物件とするのはなかなか難しいと思います。何か支えがないとできないのかなと思われます。

【千田委員】

方法は何か考えないとみんなが守らない。最終的にルールを守らない者をどうするのか。そちらも考えていかないといけない。

【香川県 柏山課長補佐】

法的なバックグラウンドとしては、国へ香川県で起こっている問題として絶えず語りかけをして、問題解決に向けて国としても検討していただきたいと思っています。現場での意見交換会等も行っていますが、国はすぐ後ろに引いてしまいます。

【濱野委員】

入らないと考えている者もいるだろう。

【千田委員】

やはりいつまでたっても海面利用の問題は解決しない。海を適切に利用するためには、海上保安部も、水産課も、強い執行権を発揮しないといけない。

【尾崎委員】

この協議会はそのために発足したのでは。

【事務局】

漁場利用協定は法律に基づいたもので、加入しない人は県が斡旋できるというものがあるので、そういうことも視野に入れているのでは。

【香川県 柏山課長補佐】

今現在、すぐに斡旋行為を行うということはありません。

【川淵委員】

内海の漁場は日生からも近いので、ここをめがけて港からすごい数のプレジャーボートが出て行っている。カキ筏の間を縫うように猛スピードで走って行く。ひどい状況なのだということはよくわかる。あそこを保護水面とすることはできないのか。

【千田委員】

そこが笠岡でも問題となって、もう少し強い指導力を発揮したらどうだ、ということなんです。裁判になっても勝てる体制にしないとイケない。

【西田委員】

関アジ関サバのブランド化について、シールみたいなのを配って3万円ぐらいを払うようにして誰もが釣らせないようにしたのが、あれが先駆けたのかなと思うのですが。

【事務局】

それは少し違いまして、海区委員会指示による承認制となっています。年間の隻数を定めています。

【山崎委員】

ここへ釣りに来られるのは、岡山や兵庫など県外からの方がよく来られると思うので、香川県だけの問題として捉えるのではなく、岡山県も前向きに取り組んで、協力して前向きになる姿勢を取って行って、全体であの漁場を守っていかうという意識を持たないといけないと思います。私も現場へ行きますが、やはり船が多く集まります。資源を守っていくために、もう少し前向きに考えていくべきだと思います。

【千田委員】

国も応援するというのだから、いたちごっこを繰り返すのではなく、もっとシビアに考

えていかないと。そこで例えば海上占有ができないかということなんです。そういう方向に持って行けたら良いと考えています。

【井本会長】

よろしいでしょうか。続きまして、議事 6 の「漁場利用に関する現場意見交換会について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事 6「漁場利用に関する現場意見交換会について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から説明のありました「漁場利用に関する現場意見交換会について」、御意見・御質問をお願いしたいと思います。

(意見なし)

【井本会長】

よろしいでしょうか。続きまして、議事 7 の「香川・岡山広域海面利用協議会委員 (案) について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事 7「香川・岡山広域海面利用協議会委員 (案) について」資料に沿って説明)

【井本会長】

今の事務局案についてはどうでしょうか。

(異議なし)

【井本会長】

ありがとうございます。その他何かよろしいでしょうか。

大変お忙しい中、長時間にわたり御協議いただきましてありがとうございました。これをもって本協議会を閉会とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。